

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年11月1日から13年2月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、11年11月から13年1月までの標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成13年3月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月1日から13年8月1日まで

申立期間の標準報酬月額が15万円になっているが、添付した所得課税証明書のとおり、月額26万円の給与を受けており、厚生年金保険料も給与額に見合った控除がされている。申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年11月1日から13年2月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたが、同年2月26日付けで、11年11月1日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の事業主を含む全ての被保険者の標準報酬月額についても、申立人と同様に、遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、平成11年分及び12年分の所得課税証明書により、申立人は、

当該期間のうち、11年11月1日から13年1月1日までの期間において26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

また、年金事務所には、当該事業所が当該遡及訂正処理当時、厚生年金保険料を滞納していた事実を確認できる資料等の保管は無いものの、当該事業所の顧問社会保険労務士は、申立期間当時に同事業所が厚生年金保険料を滞納していた旨証言している。

これらを総合的に判断すると、平成13年2月26日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考へ難く、申立人について11年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立期間のうち、平成11年11月1日から13年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成13年2月1日から同年8月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理の結果として15万円と記録されているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成13年3月1日から同年8月1日までの期間については、前述の顧問社会保険労務士から提出された支給控除項目一覧表により、申立人の当該期間に係る報酬月額は18万円で、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、行ったとは認められない。

一方、当該期間のうち、平成 13 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、前述の支給控除項目一覧表により、申立人の当該期間に係る報酬月額が 15 万円であり、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる上、当該報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額（15 万円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年3月まで

昭和40年ごろA区からB市に引っ越しをして、少し落ち着いた41年4月から母が保険料を納付していたはずである。妹の年金も母が納付していたが、納付記録に誤りがあり、一部記録が訂正されているので、私の納付記録にも誤りがあると思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、申立期間後の昭和46年11月に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料は特例納付及び過年度納付により保険料を納付する期間となるが、国民年金被保険者名簿によると、同年4月から同年12月までの保険料を47年1月にまとめて現年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付を利用して納付した形跡はうかがえない。

また、申立人は、保険料の納付は亡くなった申立人の母親が行っていたと申述しているため、具体的な保険料の納付状況等が不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、妹の納付記録に誤りがあったため自身の納付記録についても誤りがあるはずだと主張しているが、妹の訂正された年金記録は、申立期間とは異なる期間であり、かつ、国民年金被保険者名簿により妹の納付記録が確認できたことから記録の追加が行われており、このことが申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情とは判断しがたいと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年3月までの期間、44年4月から46年3月までの期間及び49年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年2月から43年3月まで
② 昭和44年4月から46年3月まで
③ 昭和49年7月から50年3月まで

20歳になったので、母が国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたはずである。詳しい納付方法等は分からないがきちんと納付してきたはずである。平成19年に納付記録の訂正が行われていることから、申立期間についても、保険料を納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和47年10月から49年6月までの期間及び55年7月から57年3月までの期間の国民年金納付記録については、国民年金納付記録追加報告書（処理票）によると、国民年金被保険者名簿により申立人の納付記録が確認されたことから、申立人の申立内容のとおり平成19年に納付記録が追加されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、上記被保険者名簿においても、保険料の未納期間となっている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①及び②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和46年11月に払い出されていることが確認できることから、特例納付及び過年度納付により保険料を納付する期間となるが、申立人は、保険料の納付は亡くなった申立人の母親が行っていたと申述しているため、具体的な保険料の納付金額及び納付場所等が

不明である。

さらに、申立期間③について、申立人はAに居住していた期間については納付してないこともあったと思うと申述するなど、保険料の納付についての記憶が明確でない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1473（事案 490、939 の再々申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 5 年 3 月 21 日まで
当時、標準報酬月額に係る減額処理の指導を受けた社会保険事務所（当時）の担当者 3 人の名刺を見つけた。この名刺を提出するので、再調査及び再審議をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立てについては、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったが、遅れていただけで未納は無い。社会保険事務所の職員に代表者印を渡したが、何の説明も無く、書類の中身も知らなかった。職員が勝手に書類に捺印した。」と主張しているものの、i) 元従業員から「社長から標準報酬月額を表向き引き下げの話し合いらしきものがあった。」とする証言が得られたこと、ii) 申立人のほか被保険者 5 人の資格喪失に伴う健康保険証の返納日は当該減額処理日と同日であること、iii) 申立人の標準報酬月額の減額訂正が二度にわたり処理されていることから、申立期間において代表取締役であった申立人の一切の関与も無しに申立人に係る標準報酬月額の減額手続が行われたとは考え難く、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 また、その後、申立期間に係る再度の申立てにおいて、申立人から、自らが標準報酬月額の減額処理に関与していなかった証拠として、新たに「会社では標準報酬月額を表向き引き下げ

るとの話し合いらしきものはなかった。」とする従業員の意見書が提出されたが、申立人は、当委員会の調査に対し「申立期間に係る申立てに関して、当時の役員や同僚等には照会を行わないでほしい。」と希望しており、当該意見書の内容について、これを作成した従業員に対し確認できない事情から、申立人の主張及び当該意見書の存在のみをもって、当委員会の当初の決定を覆す新たな事情とは認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 これに対し、今回、申立人は、当時、標準報酬月額減額に係る指導を受けたとする社会保険事務所の職員 3 人の名刺を新たに提出し、申立期間について再々度の調査及び審議を申し立てている。

しかし、申立人から名刺が提出された職員 3 人のうち、連絡が取れた 2 人は、いずれも申立事業所に係る当時の対応状況について記憶が無い旨回答しており、ほかに申立人が当該標準報酬月額減額処理に関与していないことをうかがわせる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。